平成２１年（フ）第２００号
北海道有珠郡壮瞥町仲洞爺69、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町高砂町116番地34
債務者　大宮　　翔
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道室蘭市高平町７番地
債務者　奈良　伸朗
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
北海道登別市新川町４丁目９番地10
債務者　コーポレーション吉田こと　吉田眞知子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
北海道登別市常盤町１丁目40番地３
債務者　苫米地雅子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
北海道室蘭市母恋北町３丁目２番６号
債務者　島村　直大
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
北海道室蘭市港南町１丁目16番８号　ｎｏｖｅｌ、前住所北海道釧路市桜ケ岡２丁目21番１号
債務者　和田　沙苗
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道室蘭市高砂町４丁目７番27号
債務者　増田　　篤
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道室蘭市崎守町200番地29
債務者　石川　正枝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
北海道室蘭市水元町23番７号
債務者　勝田　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第８号
北海道稚内市末広５丁目４番15―２号
債務者　石垣　昌子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第２３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根本町22番地イエールメゾンＤｅｕｘ207号室
債務者　鈴木　政敏
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２４号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字大迫36番地
債務者　阿部　清孝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１３６号
埼玉県本庄市児玉町児玉1645番地19
債務者　山崎　典芳
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６８号
埼玉県東松山市六軒町２番地８　サンハイツ本間102
債務者　東　　路子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６０号
岐阜県土岐市泉町久尻47番地の17
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６３号
岐阜県多治見市明和町４丁目５番地の671
債務者　佐伯　知香
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５９号
静岡県三島市平田92番地、住民票上の住所静岡県三島市東町２番48号　イーストハウスＩＷＡＳＡＫＩ―303
債務者　角田　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係